

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（令和7年条例第10号）に伴い、所要の規定の整理を行う。

第2 改正の内容

指定袋及びその区分に応じた家庭系廃棄物処理手数料を次のように改める。

| 指定袋及びその区分       | 現 行 | 改正後  |
|-----------------|-----|------|
| 5リットルの指定袋1枚につき  | 10円 | 15円  |
| 10リットルの指定袋1枚につき | 20円 | 30円  |
| 20リットルの指定袋1枚につき | 40円 | 60円  |
| 30リットルの指定袋1枚につき | 60円 | 90円  |
| 40リットルの指定袋1枚につき | 80円 | 120円 |

第3 施行期日

令和7年9月1日

岩見沢市規則第20号

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成4年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「10円」を「15円」に改め、同項第2号中「20円」を「30円」に改め、同項第3号中「40円」を「60円」に改め、同項第4号中「60円」を「90円」に改め、同項第5号中「80円」を「120円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。